

公益社団法人 横芝光町シルバー人材センター  
配分金規約

(目的)

第1条 この規約は、公益社団法人横芝光町シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に伴う配分金に関し、必要な事項を定めるものである。

(配分金全額支払の原則)

第2条 センターは、就業した会員に対する配分金は、ゆうちょ銀行振込みを原則とし、全額を支払わなければならない。ただし、これにより難い事由がある場合には、現金で直接支払うことができる。

また、振込時の手数料は会員の負担とし、配分金より控除する事とする。

(支払日の原則)

第3条 センターは、会員が就業した場合の配分金を、毎月25日に定めた方法で支払うものとする。ただし、支払日が土曜日・日曜日及び祝日にあたる場合は、土曜日・日曜日及び祝日を除いた前日とする。

(社会的相当配分の原則)

第4条 会員の就業に対する配分金は、地域における最低賃金等を尊重し、社会的に相当な内容のものとする。

附則

- 1 この規約は、公益社団法人横芝光町シルバー人材センター設立許可のあった日から施行する。
- 2 この規約の改廃は、理事会において決定する。
- 3 この規約は平成24年4月1日から施行する。
- 4 この規約は令和4年8月9日から施行する。